

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、桜井市長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和六年三月一日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 公共測量（デジタル航空写真撮影及び写真地図作成）

二 測量の地域 桜井市

三 測量の期間 令和五年十二月一日から令和六年三月三十日まで